

平成24年(2012年)3月2日



# 埼玉県報

第 2 3 6 8 号  
平 成 2 4 年 3 月 2 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [基準点測量成果の写の保管及び取扱規則の一部を改正する規則\(土地水政策課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成24年度前期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [平成24年度随時実施技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画下水道事業の事業計画の認可\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [和光市中央第二谷中土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [行田都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定\(建築安全課\)](#)
- [県道朝霞蕨線\(朝霞市膝折町一丁目\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

## 規則

基準点測量成果の写の保管及び取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第七号

基準点測量成果の写の保管及び取扱規則の一部を改正する規則

基準点測量成果の写の保管及び取扱規則（昭和三十年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則

本則中「の写」を「の写し」に改める。

第一条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣又は事業所管大臣」に、「同条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第四条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第五条中「以下」を「第八条第一項及び第九条において」に改める。

第六条中「次条第四項」の下に「及び第十一条第一号」を加える。

第八条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第十条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改める。

第十一条第一号中「持出さない」を「持ち出さない」に改め、同条第二号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第六号中「申し出で」を「申し出て」、「に改め、同条第八号中「すぎ写し」を「透き写し」に改める。

第十二条第一項中「終わった」を「終わった」に、「整とんし」を「整頓し」に改める。

様式第一号中「写」を「写し」に、「写し」を「写」に改める。

様式第二号中「写」を「写し」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 かたうど
- 三 代表者の氏名  
登坂 公則
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県朝霞市本町一丁目二十四番十四号 ブランシェ ニ〇一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、個人がその障がいの有無にかかわらず、その尊厳を実現するために、人間福祉の観点から、主として障がい有する方々へ必要な支援を提供しつつ、人や地域との連携、協働を実践することで、相互に支えあいながら共生しうる健全な社会の増進を目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人発達障がい支援グループMOMO
- 三 代表者の氏名  
菊池 雅子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘三丁目十番十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県地区の発達障がいの人に対して「理解とサポート」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いきいきシニアライフ
- 三 代表者の氏名  
久保田 滋
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県朝霞市本町三丁目一番十五号 アウルビル四〇三号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の人々、及び限定地域社会住民並びに特定組織の構成員に対し、食育や生活習慣等による健康増進方法及び健康回復手段の広報・支援に関する事業を行い、多くの人々の健康確保による生活の質の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人友
- 三 代表者の氏名  
吉澤 洋
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡吉見町大字久保田千七百三十番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者及び高齢者の支援及び、福祉制度を活用する事業を行い、生活の向上と社会参加を促すことに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢障害者デイクラブ

三 代表者の氏名

江口 三佐保

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市狭山ヶ丘二丁目八十二番

五 定款に記載された目的

この法人は、所沢市に住所を有する障害者に対し、障害者同士が生き甲斐を語り励まし合い、また趣味を楽しみながら障害者を支える家族や地域の人々との心の連帯を深めることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 GREENHEARTS
- 三 代表者の氏名  
富田 雅樹
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市小前田二千四百五十四番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、近隣及び関係する地域住民に対し「植木」「花」「ガーデン」等のキーワードを通して植木産業振興や緑化推進、教育、後継者育成といったあらゆる事業を展開し広く社会に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人三楽
- 三 代表者の氏名  
遠 藤 隆
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区中尾百四番地 アドラブルB 二百一号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、保育が必要とされる家庭に対して、子育て相談及び学術・文化・芸術・スポーツの向上、インターネットやホームページ等を通じた保育情報の提供、小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによつて、児童の心身の健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ママ・サポート

三 代表者の氏名

久 本 悦 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区南本町一丁目十四番五号四百五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域社会と市民に対し、医療・健康・食育・子育てに関わる生活の支援と推進および調査・研究の実施を行い、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域社会と市民に対し子育て・食育に関わる支援と推進および調査・研究、地域のコミュニティの居場所の提供に関わる支援を行い、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

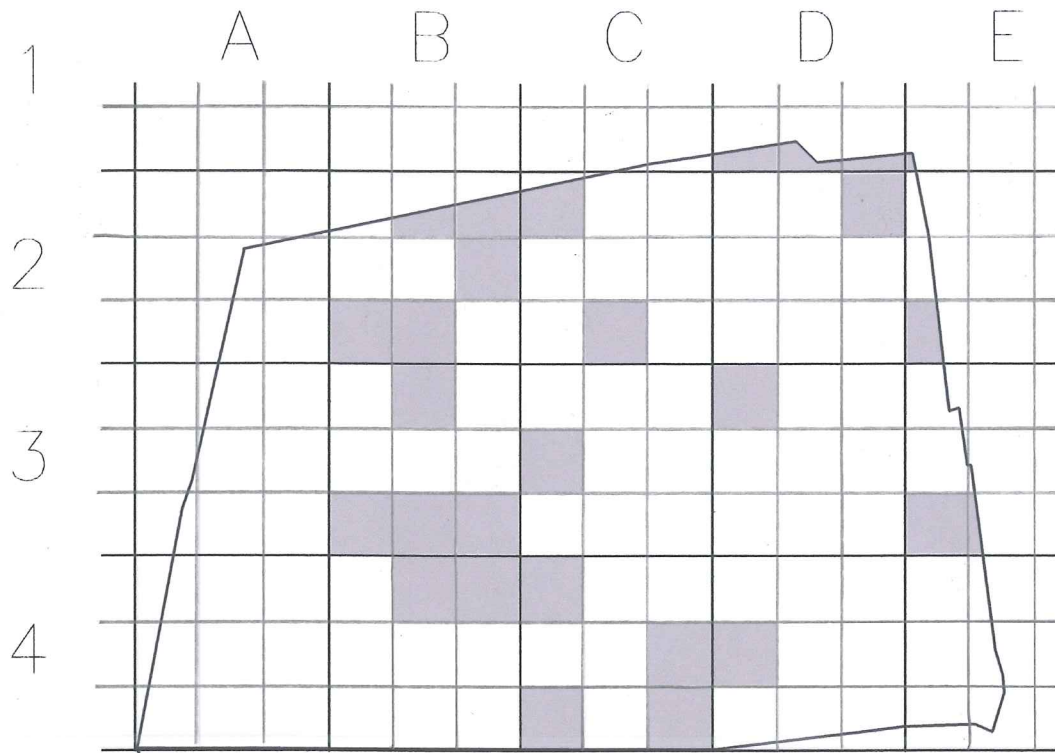
### 埼玉県告示第二百十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

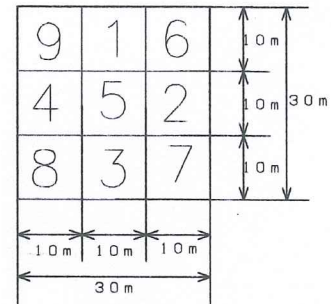
平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北百二十番二の一部、百二十三番一の一部、百二十三番三の一部、百九十九番一の一部及び二百二十九番一の一部及び二百九十七番七の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物



起点



起点

起点は八潮市南後谷  
123番2の最北端とする

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第七百五十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

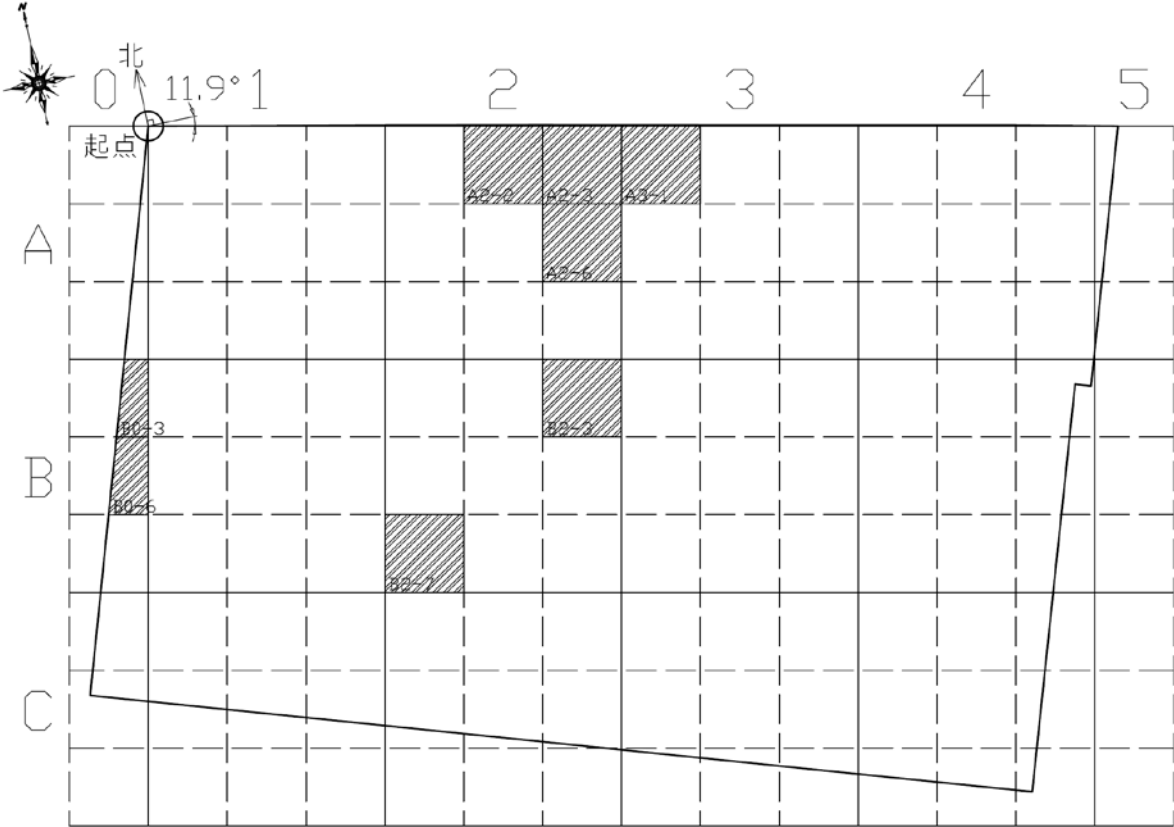
#### 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県幸手市東四丁目千五百二十六番一の一部、千五百二十七番一の一部、千五百二十七番二の一部、千五百二十七番三の一部、千五百二十八番一の一部、千五百五十番二の一部、千五百五十一番三の一部、千五百五十一番四の一部、千五百五十二番三の一部及び千五百五十三番三の一部）

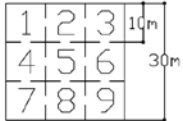
#### 二 講じられた汚染の除去等の措置


基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図



起点は、埼玉県幸手市  
東四丁目1525-1の  
最北端とする



 指定を解除する区域

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
浅井 将之	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	平成二十三年十二月二十日
伊藤 竜成	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
新海 篤	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
関根 新	視覚障害	眼科	栗原眼科病院	羽生市下岩瀬二八九	同
飛田 秀明	視覚障害	眼科	埼玉県厚生連 久喜総合病院	久喜市上早見四一八―一	同
山内 康行	視覚障害	眼科	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
興村 義孝	平衡機能障害、音声・言語機能障害	脳神経外科	興村脳神経外科クリニック	吉川市中曾根二―六―六	同
西田 陽一郎	音声・言語機能障害、そしやく機能障害	神経内科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一	同
苗代 弘	音声・言語機能障害	脳神経外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二―二	同



梅村 元子	肢体不自由	整形外科	三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	同
岡野 良知	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
川村 耕平	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
村中 秀行	肢体不自由	形成外科・手外科	埼玉成恵会病院	東松山市石橋一七二一	同
土屋 沙緒	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
牛山 正行	心臓機能障害	循環器内科	牛山医院	上尾市上野二三〇―一	同
塩野 方明	心臓機能障害	循環器内科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 医療法人刀仁会	北本市荒井六一〇〇	同
中島 淑江	心臓機能障害	内科・循環器内科	坂戸中央病院	坂戸市南町三〇―八	同
井野 純	じん臓機能障害	腎臓内科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
長 慎一	じん臓機能障害	内科（腎臓・高血圧内科）	医療法人社団武蔵野会 志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同

今野 宗一	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	同
石川 文彦	小腸機能障害	外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
大木 宇希	肝臓機能障害	外科	小川赤十字病院	比企郡小川町小川一五二五	同

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
前田 栄章	肢体不自由、小腸機能障害	医療法人社団グロリア会 前田病院	狭山市広瀬東三―一四―三	平成十七年十月十七日
黒澤 正明	肢体不自由	医療法人社団厚生会 埼玉厚生病院	川口市南鳩ヶ谷六―五―五	平成二十三年三月十九日
田中 知博	ぼうこう又は直腸機能障害	東松山市立市民病院	東松山市松山二三九二	平成二十三年三月三十一日
柿沼 義包	肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	柿沼外科胃腸科	羽生市南四―七―二六	平成二十三年八月九日
牧野 奈緒	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	草加市立病院	草加市草加二―二―一	平成二十三年九月三十日
村下 裕理	視覚障害	草加市立病院	草加市草加二―二―一	平成二十三年九月三十日
深井 寛伸	視覚障害	深井眼科医院	所沢市小手指町一―二六―九	平成二十三年十一月十九日
竹山 英二	肢体不自由	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	平成二十三年十一月二十七日
漆原 昌人	呼吸器機能障害、心臓機能障害	医療法人優和会 埼玉野村病院	北葛飾郡松伏町松葉一―五―七	平成二十三年十二月一日

柴崎 貴久	肢体不自由	柴崎外科循環器科医院	熊谷市新堀新田五二七―七	平成二十三年十二月十二日
山本 直人	心臓機能障害	吉田記念山本クリニック	行田市埼玉四七一九	平成二十三年十二月十五日
金子 正晴	じん臓機能障害	医療法人社団仁友会 入間台クリニック	入間市新久八一六	平成二十三年十二月十五日
新井 景子	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして機能障害	医療法人社団 小野医院	川口市本町四―八―二一 小野ビル三階	平成二十三年十二月十九日
近藤 恒徳	ぼうこう又は直腸機能障害	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	平成二十三年十二月二十日
十束 英志	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市上岩瀬五五一	平成二十三年十二月二十日
辻 富美	視覚障害	医療法人社団吉田眼科医院	熊谷市弥生二―六三	平成二十三年十二月二十一日
藤平 一也	聴覚障害、平衡機能障害	医療法人社団弘隆会 藤平耳鼻咽喉科	三郷市彦成二―三二一	平成二十三年十二月三十一日
藤村 伸	じん臓機能障害	医療法人 台坂クリニック	深谷市萱場三〇二―一	平成二十四年一月六日
臼井 徹	肢体不自由	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	平成二十四年一月二十二日
松本 匡史	ぼうこう又は直腸機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	平成二十四年一月三十一日

# 告 示

埼玉県告示第二百十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

病 院		撤 回 日
名 称	所 在 地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	平成二十四年二月二十七日

# 告示

埼玉県告示第二百十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十四年二月二十八日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	平成二十七年二月二十七日
所沢明生病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地	同右
医療法人あかつき会はとがや病院	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二十六号	同右
医療法人社団草芳会三芳野病院	埼玉県入間郡三芳町北永井八百九十番六	同右
春日部市立病院	埼玉県春日部市中央七丁目二番地一	同右
みくに病院	埼玉県春日部市下大増新田九十七番地一	同右
医療法人社団愛友会三郷中	埼玉県三郷市幸房七百四十五番地	同右
中央総合病院	埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十四番一号	同右
医療法人財団健和会みさと健和病院	埼玉県鴻巣市大字上谷六百六十四番地一	同右
埼玉脳神経外科病院	埼玉県北本市大字下石戸下五百十一番地一	同右
医療法人誠昇会北本共済病院	埼玉県所沢市大字北秋津七百五十三番地二	同右
医療法人社団和風会所沢中央病院		

医療法人社団秀栄会所沢第一病院	埼玉県所沢市下安松千五百五十九番地一	平成二十七年二月二十七日
久喜メディカルクリニック	埼玉県久喜市大字下早見千八百八十三番地一	同右
熊谷外科病院	埼玉県熊谷市佐谷田三千八百十一番地一	同右
皆成病院	埼玉県深谷市西島町三丁目十一番地一	同右
秩父市立病院	埼玉県秩父市桜木町八番九号	同右
国民健康保険町立小鹿野中央病院	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三百番地	同右
増田外科医院	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目三十九番地五	同右
医療法人川久保病院	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二十九番地十八号	同右
医療法人康正会病院	埼玉県川越市大字山田三百二十番地一	同右



# 告示

埼玉県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菑蒲

埼玉県久喜市菑蒲町菑蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部及び二画地

### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四一三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四一三台

荷さばき施設の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十四年十月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十四年二月二十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月二日から平成二十四年七月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月二日から平成二十四年七月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

埼玉県告示第二百十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十四年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 実施等級別職種

#### イ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（焼結作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、複写機組立て（複写機組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

#### ロ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄

造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

## 八 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

## 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

## 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

### イ 実技試験

#### 1 実施期日

平成二十四年六月四日（月）から同年九月九日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

#### 2 実施場所

協会が指定する場所

#### 3 試験問題の公表

平成二十四年五月二十八日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

### ロ 学科試験

#### 1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十四年七月二十二日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗淨</p>	<p>平成二十四年八月十九日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十四年八月二十六日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十四年九月二日(日)</p>

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

- 3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

八 受付期間

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇 〇〇七四)  
平成二十四年四月九日(月)から同年四月十八日(水)まで

二 受検申請に関する注意

- 1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検定職種	手数料(円)
園芸装飾	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
造園	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
鑄造	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属熱処理	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
粉末冶金 <sup>ャ</sup>	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
放電加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇

仕上げ	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
切削工具研削	一六、五〇〇
電子機器組立て	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
電気機器組立て	一六、五〇〇
産業車両整備	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
光学機器製造	一六、五〇〇
複写機組立て	一六、五〇〇
建設機械整備	一六、五〇〇
婦人子供服製造	一六、五〇〇
家具製作	一六、五〇〇
建具製作	一六、五〇〇
プラスチック成形	一六、五〇〇
石材施工	一六、五〇〇
とび	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
左官	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
ブロック建築	一六、五〇〇
タイル張り	一六、五〇〇
畳製作	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
内装仕上げ施工	一六、五〇〇
サッシ施工	一六、五〇〇

表装	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
フラワー装飾	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
機械保全	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
舞台機構調整	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
商品装飾展示	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
路面標示施工	一六、五〇〇
塗料調色	一六、五〇〇
産業洗浄	一六、五〇〇

備考 手数料（円）の欄の（ ）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十四年七月二十二日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十四日（金）に、その他の職種にあつては同年九月二十八日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。



## 告示

埼玉県告示第二百十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十四年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 実施等級別職種

#### イ 基礎二級

鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装及び塗装

### 二 試験の方法

#### 実技試験及び学科試験

### 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

#### イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

#### ロ 実施場所

協会が指定する場所

### 八 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

### 四 受検申請の手続

#### イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

#### ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇〇〇七四）

### 八 受付期間

随時

### 二 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙は、協会で交付する。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験

検定職種	手数料(円)
鑄造	一六、五〇〇
鍛造	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇
めっき	一六、五〇〇
仕上げ	一六、五〇〇
機械検査	一六、五〇〇
ダイカスト	一六、五〇〇
機械保全	一六、五〇〇
電子機器組立て	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
プリント配線板製造	一六、五〇〇
冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇
婦人子供服製造	一六、五〇〇

塗装	一六、五〇〇
表装	一六、五〇〇
サッシ施工	一六、五〇〇
内装仕上げ施工	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
コンクリート圧送施工	一六、五〇〇
鉄筋施工	一六、五〇〇
型枠施工	一六、五〇〇
配管	一六、五〇〇
タイル張り	一六、五〇〇
左官	一六、五〇〇
とび	一六、五〇〇
かわらぶき	一六、五〇〇
建築大工	一六、五〇〇
プラスチック成形	一六、五〇〇
製本	一六、五〇〇
印刷	一六、五〇〇
建具製作	一六、五〇〇
家具製作	一六、五〇〇
寝具製作	一六、五〇〇

□ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告示

埼玉県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
新田 5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新田 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新田 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新田 4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中居	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
落合 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
間野 1 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新田 6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

















二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
-------------------	----------------	-----------------------------	--

中島川2号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
中島川1号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
宗穩寺川	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
栃屋谷川1号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
上中沢1号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
上中沢2号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
笹能川	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
中島川1号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
中島川2号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

新田 5	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
新田 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
新田 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
新田 4	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中居	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
落合 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
間野 1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。







山中 6	山中 5	下中沢 7	下中沢 4	下中沢 3	並沢	山中 4 2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

南 5 2	南 5 1	南 4	南 3	南 2	南 1	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。







南 1 4	南 1 3	南 1 2	南 1 1 2	南 1 1 1	南 1 0	南 9	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>夕市場沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>ナラノカキ南沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>ナラノカキ沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>茶之岳川</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>ユガテ沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>橋本沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

関ノ入沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
桃木川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八王子川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
山中川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
大豆口川1号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
大豆口川2号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
大豆口川3号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。



子ノ山川 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
子ノ山川 3	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
子ノ山川 4	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
久々戸川 1号	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
久々戸川 2号	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
久々戸川 3号	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
栃屋谷川 2号 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。



	<p>所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上中沢1号</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>栃屋谷川1号</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>宗穂寺川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中藤川1</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中藤川2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十一号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

八潮市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業古新田幹線

## 三 事業施行期間

平成二十四年三月二日から

平成三十年三月三十一日まで

## 四 事業地

### イ 収用の部分

なし

### ロ 使用の部分

埼玉県八潮市大字圀字野耕地、大字古新田字清水田及び字西通地内

# 告 示

埼玉県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸、谷戸島、谷中川、

庚塚の各一部、大字新倉字向坂の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十四年三月二日

# 告 示

埼玉県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画を定める土地の区域

行田市大字佐間、大字水城公園、大字本丸、大字谷郷字町田、大字和田字柳付、  
字蒲原、字道下

二 都市計画に係る公園の名称

行田都市計画公園五・五・〇一号水城公園及び五・五・〇二号行田市総合公園



## 告 示

埼玉県告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成二十四年七月一日から施行し、同日以後に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物（法第六十八条の二十第二項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物及び法第八十五条第五項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成二十一年一月一日からこの告示の施行の日の前日までに法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知した建築物であって、平成二十年埼玉県告示第六百号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 中間検査行う区域

埼玉県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

### 二 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のイからホまでに掲げる構造、用途及び規模のものとする。

イ 主要構造部の全部又は一部を木造その他これに類する構造とした住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）であって、地階を除く階数が三以上のもの（ホに掲げる建築物を除く。）

ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ホ イから二までに掲げる構造のうち二以上の構造を併用する建築物であつて、地階を除く階数が五以上のもの

### 三 指定する特定工程

次のイからへまでに掲げる工程（二、ホ及びへに規定する建築物の工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特定工程）とする。

イ 前号イに掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程

ロ 前号ロからホまでに掲げる建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

ハ 前号ロに掲げる建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ニ 前号ハに掲げる建築物にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

ホ 前号ニに掲げる建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

へ 前号ホに掲げる建築物にあつては、前号ロから二までに規定する構造に応じハからホまでに掲げる工程

### 四 指定する特定工程後の工程

次のイからへまでに掲げる工程（二、ホ及びへに規定する特定工程を法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程とした場合にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十二条に規定する特定工程後の工程）とする。

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

ロ 前号ロに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程

ハ 前号ハに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ニ 前号ニに掲げる特定工程にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取り付け工事）の工程

ホ 前号ホに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程

へ 前号へに掲げる特定工程にあつては、前号ハからホまでに掲げる特定工程に応じハからホまでに掲げる工程

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 朝霞蕨線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番三 地先 まで</p> <p>同市 膝折 町一 丁目 一〇 六八</p>	<p>七番 一地 先 から</p> <p>朝霞 市膝 折町 一丁 目一 〇六 六</p>	区 間
<p>九・五 四</p> <p>二 三 三 一</p>	<p>六・八 一</p> <p>一 七 三 〇</p>	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
	<p>三 九 一 一</p>	延 長  (メ ー ト ル)
		備  考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月十六日

指令川建セ第二三〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十八日

川建セ第二三〇一〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字宮ノ前四七六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪二丁目一五番地四

グレイスコートC101

本多 啓樹

# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年三月二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年三月八日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 平成二十三年度埼玉県指定文化財の指定及び指定名称の変更について
- ロ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ハ その他

# 告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公  
表する。

平成二十四年三月二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(出資団体)、公の施設の管理業務を委託している団体(指定管理者)及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)について監査を実施するもので、このうち出資団体9団体、指定管理者8団体14施設、補助金等交付団体8団体について、平成23年8月から平成24年1月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

- ア 平成22年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成22年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成22年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

#### (1) 出資団体

監査対象団体	社団法人埼玉県農林公社
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成23年8月18日及び同年8月19日 委員監査 平成23年11月1日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 806,300,000円 ・ 団体の基本財産 1,266,437,500円 ・ 県の出資割合 63.7%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。



監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 平成23年8月25日 委員監査 平成23年11月2日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 24,534,298,800円 ・ 団体の基本財産 24,534,298,800円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成23年8月31日 委員監査 平成23年11月16日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 40,000,000円 ・ 団体の基本財産 40,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成23年9月13日 委員監査 平成23年11月17日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 37,852,000,000円 ・ 団体の基本財産 87,952,600,000円 ・ 県の出資割合 43.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成23年10月4日

	委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	150,000,000円
	・団体の基本財産	495,000,000円
	・県の出資割合	30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県下水道公社	
所管部局	下水道局	
監査実施日	職員調査 平成23年10月17日 委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	55,030,000円
	・団体の基本財産	110,060,000円
	・県の出資割合	50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県河川公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成23年10月24日 委員監査 平成23年11月21日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	18,000,000円
	・団体の基本財産	35,000,000円
	・県の出資割合	51.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県道路公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成23年10月27日 委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	11,498,000,000円
	・団体の基本財産	11,498,000,000円

	・ 県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県産業振興公社	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成23年11月7日 委員監査 平成23年11月30日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	5,000,000円
	・ 団体の基本財産	5,000,000円
	・ 県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(2) 指定管理者

監査対象団体	財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 こども動物自然公園 職員調査 平成23年8月9日 委員監査 平成23年11月1日 2 川越公園 職員調査 平成23年9月9日 委員監査 平成23年10月4日(書面) 3 加須はなさき公園 職員調査 平成23年9月16日 委員監査 平成23年11月2日 4 しらこぼと公園 職員調査 平成23年9月21日 委員監査 平成23年10月31日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料	
	1 こども動物自然公園	483,819,000円
	2 川越公園	73,125,000円
	3 加須はなさき公園	123,529,000円
	4 しらこぼと公園	62,198,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	日立ビルシステム・丹青社共同事業体	
所管部局	危機管理防災部	
監査実施日	職員調査 平成23年8月10日 委員監査 平成23年11月17日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県防災学習センター	73,840,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成23年8月31日 委員監査 平成23年11月16日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 特別県営住宅 2 特定公共賃貸住宅	72,021,402円 19,293,749円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	1 児童養護施設上里学園 職員調査 平成23年9月12日 委員監査 平成23年10月27日(書面) 2 児童養護施設いわつき 職員調査 平成23年9月20日 委員監査 平成23年11月16日 3 児童養護施設おお里 職員調査 平成23年9月29日 委員監査 平成23年12月22日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 児童養護施設上里学園 2 児童養護施設いわつき 3 児童養護施設おお里	439,978,000円 333,326,000円 379,984,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成23年10月4日 委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ	121,878,785円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人小鹿野町振興公社	
所管部局	環境部	
監査実施日	職員調査 平成23年10月19日 委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 山西省友好記念館	10,328,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人トト口のふるさと基金	
所管部局	環境部	
監査実施日	職員調査 平成23年10月20日 委員監査 平成23年11月14日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 狭山丘陵いきものふれあいの里センター	12,397,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	名栗フィールズパートナーズ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成23年11月9日 委員監査 平成23年12月5日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 名栗げんきプラザ	83,984,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

## (3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人松沢学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成23年11月17日 委員監査 平成23年11月30日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	55,735,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,540,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人原市文化幼稚園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成23年11月21日 委員監査 平成23年11月30日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	51,495,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,520,000円
	3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	420,000円
	4 私立幼稚園特別支援教育費補助金	4,704,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人伊集学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成23年11月28日 委員監査 平成23年11月30日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	50,070,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,164,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人自由の森学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成23年12月1日 委員監査 平成23年12月22日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金	248,923,000円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	14,185,650円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人古里学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成23年12月6日 委員監査 平成23年12月22日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 58,128,000円 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,920,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 62,000円 4 私立幼稚園特別支援教育費補助金 4,181,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人朝霞学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成23年12月13日 委員監査 平成23年12月22日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 57,150,000円 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,296,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 96,000円 4 私立幼稚園特別支援教育費補助金 261,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人三室戸学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成23年12月16日 委員監査 平成24年1月13日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金 33,168,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 6,032,300円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人誠美学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成23年12月22日 委員監査 平成24年1月13日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金 203,801,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 19,124,177円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------



# 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 286機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター

農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、地域整備事務所
病院局	がんセンター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、浦和図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾橘高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大井高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口東高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉

	戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能南高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、不動岡高等学校、本庄北高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、与野高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成23年9月8日～平成24年2月1日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

#### イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

#### ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	防災航空センター	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」(735 千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23 年 1 月 24 日を履行期限としたが、免許状は 4 月 11 日に交付されており年度を越えていた。 2 免許状交付が 4 月 11 日であったにも関わらず、履行前の 4 月 7 日付の請求書を受理し、1 月 24 日付けで検査確認を行い支出していた。
産業労働部	中央高等技術専門学校	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成 23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度歳出予算から執行したことは、不適切であった。

#### イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	本庄県税事務所	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポンプ取替修繕」(514 千円)を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったのは不適切であった。
環境部	環境科学国際セ	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」(578 千

	ンター	円)及び平成23年8月の「多項目水質計に係る賃貸借契約」(630千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。
福祉部	中央児童相談所	平成23年度のLPガスの単価契約(294円/m <sup>3</sup> )を締結した。同年10月の職員予備監査で誤りを指摘されるまで、4月から9月までの請求書が前年度単価(262.5円/m <sup>3</sup> )で積算されていたことを看過し、そのまま支出していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所	平成23年3月に消耗品(108千円)を購入したが、契約金額10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者のみであったことは不適切であった。
産業労働部	職業能力開発センター	委託訓練募集案内のパンフレットを平成22年度は年間23種類、平成23年度も9月末までに20種類印刷している。 月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ3者による見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、契約相手方は年間を通じて同一であった。 一括して発注することにより、金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきであった。
県土整備部	行田県土整備事務所	平成23年2月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工事)契約」(2,079千円)を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったことは不適切であった。
都市整備部	大宮公園事務所	平成23年度の「ポート池護岸修繕」(総額5,490千円)は、1件の契約額が100万円未満となるよう6件に分割し契約していたのは不適切であった。 うち4件と2件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一であった。
教育局	小鹿野高等学校	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、次のとおり連続して年度を越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。

		<p>1 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延していた。</p> <p>2 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。</p>
教育局	戸田翔陽高等学校	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、平成 18 年 8 月分のほか 5 年分の預金利子を、平成 23 年 8 月 16 日に一括して払い込むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。</p>
教育局	八潮高等学校	<p>平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(80 千円)を締結した。契約書において、産業廃棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」に、「0」を「9」に書き換えたのは、不適切であった。</p>
教育局	上尾特別支援学校	<p>平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他修繕」(303 千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」(123 千円)の 2 つの修繕は、同日に各々見積合せにより随意契約している。</p> <p>同種の電気工事であり、一括して発注することにより金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>
警察本部	上尾警察署	<p>平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 独身寮の排水管(49 千円)と受水槽(63 千円)の清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92 千円)「庁舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者を決定していたが、全て契約相手方は同一であった。</p> <p>同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見込める内容である。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>

# 告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十四年三月二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康



## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	越谷総合 技術高等 学校	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	郵便切手の出納及び過誤納金の還付について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年度に購入した郵便切手を、消耗品出納簿に誤って 100 枚多く記載した。平成 23 年度に繰り越す際に 100 枚不足していると誤認し、学校の後援会費で購入して補充した。 2 平成 22 年 1 月に卒業生より収納した証明書交付手数料について、一部還付する必要が生じた。当該年度中に還付出来ずに、そのまま学校の預金口座に約 10 カ月間放置し、平成 22 年度に適切な手続きを経ずに還付した。	職員に財務事務の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。 再発防止のため、 1・郵便切手の出納に当たっては、受払いの都度及び月末の集計の際に消耗品出納簿・納品書・現物の照合を校長以下複数の職員で行う体制を整えた。 ・団体会計の適正な執行について、職員会議等を通じて職員に周知徹底した。 2・還付金などの資金については、精算までの進行状況に係るチェック表を作成し、週 1 回複数の職員で確認することで進行管理を行うこととした。 ・埼玉県財務規則等関係諸規程についての職場研修を行い、財務事務の適正な執行について職員に周知徹底を図った。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	学事課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	平成 22 年度に 56 の学校法人与「就学支援金等事務処理業務委託」(執行済額 26,914 千円)の単価契約を締結したが、全ての請求書に埼玉県財務規則で定める「検査済」の表示がないまま、支出したのは不適切であった。	再発防止のため、役付会議を通じて埼玉県財務規則等関係諸規程の再確認の徹底と適正な事務処理について周知徹底を図った。 特に、支出の際には、必要な検査が行われていることを複数の職員で確認することとした。

総務部	特別徴収 対策課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の契約事務において、以下の点が不適切であった。</p> <p>1 「個人住民税市町村表彰受賞市町村の長と知事との意見交換会掲載契約」(1,600 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していた。</p> <p>2 「デジタルファクシミリ複合機複写サービス契約」について、長期継続契約(5 年間)かつ単価契約(執行予定額 793,800 円)で締結した。</p> <p>契約期間全体の執行予定額が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。</p>	<p>再発防止のため、役付会議を通じて埼玉県財務規則等関係諸規程の再確認の徹底と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>また、以下の点を複数の職員でチェックし、契約事務の適正執行の徹底を期すこととした。</p> <p>1 見積り合わせを行う際は、適正に見積書を徴取すること。</p> <p>2 執行予定額に留意のうえ、予定価格調書の作成要件に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>
危機管理 防災部	消防防災 課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の「少年消防クラブ員手帳及び員章購入契約」(813,250 円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 予定価格が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>2 契約金額が 50 万円以上であるにもかかわらず、請書を徴取していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 7 月 12 日及び 13 日に、危機管理防災部全職員(うち消防防災課 18 名)を対象に出納総務課職員による財務研修を実施し、適正な財務執行、チェックポイント等について周知徹底した。</li> <li>また、再発防止のため、起案の際にチェックリストの添付を徹底し、決裁及び審査の過程でチェック漏れがないようにするなど、点検体制の一層の強化を図った。</li> </ul>
福祉部	障害者自 立支援課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の「視覚障害者移動支援事業従事者養成研修事業業務委託契約」(275,000 円)について、委託料の実績金額(257,480 円)が当初の契約金額から変更となった。</p> <p>変更契約を締結すべきところ、変更契約を行わず当初の契約金額と異なる金額を支出したことは不適切であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係諸規程の厳正な解釈と運用について、職場会議で職員に周知・徹底した。</li> <li>また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁者が決裁回議の際に各自確認することで、誤りの発生防止を図ることとした。</li> </ul>
保健医療 部	医療整備 課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の「患者さんのための 3 つの宣言実践医療機関登録事業委託契約」(2,645,820 円)について、仕様の一部であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査結果について、所属長から課内職員に周知し情報の共有化を図るとともに、財務研修へ参加させることにより、適正な</li> </ul>

			<p>る「登録病院意識調査」の対象数を変更した。(1,000 から 100 医療機関)</p> <p>仕様を変更したにもかかわらず、見積書を再徴取しないまま契約を締結したことは不適切であった。</p>	<p>財務事務に対する理解を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、新たにチェックリストを作成し、担当者及び決裁回議の際に確認出来るよう、再発の防止を図った。</li> </ul>
保健医療部	川口保健所	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	<p>平成 23 年 3 月に長 3 封筒 (76 千円) と角 2 封筒 (63 千円) を障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に発注した。</p> <p>10 万円以上の契約で、その内容に特殊性がないにもかかわらず、福祉関係施設であるという理由だけで、一者随意契約としたことは不適切であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止のため、契約事務に関する注意事項 (福祉関係施設という理由だけで、一者随意契約は行わない等) を全職員に周知し、情報の共有化を図った。</li> <li>また、歳出点検チェックシート等を活用し、決裁ライン職員等のチェック体制機能を強化・徹底した。</li> </ul>
農林部	春日部農林振興センター	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	<p>平成 22 年 8 月に「22 南葛第 302 号古利根堰ポンプ場受電工事契約」(2,944 千円) を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったのは不適切であった。</p>	<p>「工事及び委託における保証金等処理規定一覧表」を作成し、適切な契約事務と決裁時のチェックが行えるようにするとともに、職場会議において埼玉県財務規則等関係規程の周知徹底を図った。</p>
都市整備部	市街地整備課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度に長 3 封筒 (120 mm × 235 mm、10,000 枚 61,950 円) と角 2 封筒 (240mm × 332mm、4,000 枚 73,920 円) の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属長より監査後、直ちに監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。今後は、グループリーダーが発注予定を確認し、課内で分割発注が発生しないように管理することを徹底した。</li> <li>また、職員それぞれが財務事務の理解を深められるよう、部で実施した財務研修に参加させた。</li> <li>さらに、職場研修を行い再発の防止を図った。</li> </ul>
病院局	小児医療センター	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	<p>平成 22 年度の時間外緊急呼び出し時タクシー代の資金前渡の経理について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 7 月及び 8 月の夜間に、業務のため出勤した職員が利用したタクシー代を、当該職員が一時立替した。</li> <li>資金前渡担当者は、当該前渡金の精算を翌月 5 日までに行</li> </ol>	<p>再発防止のため、以下のとおり事務処理を行うことを関係職員に徹底するとともに、事務処理に当たっては複数の職員によるチェック体制の強化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資金前渡の趣旨を踏まえ、事務室内金庫に必要最低限の額を保管し、必要に応じ支出することとした。</li> </ol>

			<p>わず、年度末に精算した。また、繰越の手続を行っていなかった。</p> <p>3 当該タクシー代を賃借料ではなく謝金として経理した。</p>	<p>2 財務規程に従い、精算・繰越の手続を行うことを徹底した。</p>
下水道局	下水道管理課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の資金前渡の事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 見学資料代を資金前渡したが、支払いが直ちに完了しなかったことから現金出納簿を作成すべきところ、作成していなかった。また、実際に支払いを行う職員を資金前渡担当者に指定すべきところ、他の職員を指定していた。</p> <p>2 交際費について、支払後に残金が発生したが、必要な手続きを行わずに繰越されていた。また、預金利子が発生していたにもかかわらず、1 か月以上払い込みされていなかった。</p>	<p>職場研修を開催し、課内全職員に資金前渡の取扱いを周知するとともに、再発防止のため、以下の点を徹底することとした。</p> <p>1 資金前渡担当者の指定、精算等の事務処理が適正に行われるよう、複数の職員で確認する。</p> <p>2 繰越しや現金出納簿の記載など、交際費の手続について、所属長ほか複数の職員で確認し、適正な事務処理を図る。</p> <p>また、預金利子の発生時期の情報は複数の職員で共有し、支払口座の記帳と併せて資金前渡担当者口座を確認することとした。</p>
人事委員会事務局	任用審査課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度の「平成 23 年度版職員募集パンフレット及び同ポスターデザイン・版下作成業務委託契約」について、提案競技方式で実施した。第 1 次選考では投票を実施し、合計得点数の上位 6 作品を選定した。</p> <p>第 2 次選考では、人事委員会事務局職員の協議により選定したが、協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠け不適切であった。</p>	<p>埼玉県職員募集パンフレット及び同ポスターデザインコンペティション作品選考要領等の見直しを行い、それに基づき選考を実施した。</p> <p>1 同選考要領で規定した評定のポイントに基づき、第 2 次選考の評定票（評定項目及び項目ごとの配点を定めたもの）を定めた。同評定票により、第 2 次選考において各委員が評定し、合計得点が最も高い作品を選定した（平成 23 年 12 月 21 日）。</p> <p>2 第 2 次選考の選考委員には、当事務局の職員のほか、人事課、広聴広報課、教育局総務課の職員を充てることとした。また、選定の経過は記録として整理した。</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 23 年 10 月 7 日 (第 2328 号)	<p>平成 22 年度に埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムのサーバー一式を購入（1,333,500 円）した。</p> <p>取得価格が 100 万円以上の重要備品であり、重要物品等カー</p>	<p>・平成 23 年 7 月 11 日付けで重要物品等カードを作成し、重要物品異動報告書とともに会計管理者に提出した。</p> <p>・また、物品に係る事務手続きについて課内職員に周知すると</p>

			ドを作成するとともに、会計管理者に重要物品の取得を報告すべきところ、これらの事務手続きを行わなかったことは不適切であった。	ともに、決裁の際に、根拠となる規則等を添付し、担当者のほか複数の職員で確認することとした。
教育局	南部教育 事務所	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	管内市立小中学校の県費負担教職員に係る給与等の支給及び預金利子の払い込みにおいて、以下のとおり著しく遅延していた行為を是正できなかったのは指導機関として不適切であった。 1 平成 21 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与（231,754 円）の支給を失念し、平成 22 年 7 月 29 日まで給与が支給されていなかった。これに伴い発生した預金利子の払い込みもされていなかった。 2 平成 20 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与（200,000 円）などの支給が遅延した。これに伴い預金利子が発生していたが、2 年以上払い込みがなされていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内市町立小中学校長に対し、平成 23 年 9 月 30 日付けの文書をもって、給与等の速やかな支給と事後確認の履行、資金前渡口座の定期的な記帳・確認を徹底した。また、学校事務職員が参加する研修会において注意喚起を行った。</li> <li>・ 各学校に対しては、県から送付される給与支払簿等で支給状況を必ず確認するよう文書で周知徹底した。</li> <li>・ なお、給与関連事務の指導・助言のために実施している学校訪問時にも、担当者や管理職に対し、現金支給者への支給遅延が発生しないよう直接指導している。</li> </ul>